

入札説明書

九州森林管理局の令和7年度測定事業の業務に係る入札公告（測量）に基づく一般競争入札については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1. 公 告 日 : 令 和 7 年 6 月 2 日

2. 支出負担行為担当官
熊本市西区京町本丁2-7
支出負担行為担当官 九州森林管理局長 橘 政行

3. 業務概要

- (1) 業 務 物 件 入札公告のとおり
- (2) 業 務 内 容 別紙閲覧用図面及び別紙測定事業作業仕様書等のとおり
- (3) 業 務 期 間 入札公告のとおり
- (4) 使用する主要な資機材 コンパス・トータルステーション
- (5) 業 務 支 障 木 の 有 無 有
- (6) そ の 他

ア. 本業務は、資料の提出及び入札等を電子入札システムで行う対象業務である。なお、電子入札システムによりがたいものは、発注者の承諾を得て紙入札方式に代えることができる。

この申請の窓口及び受付時間は次のとおりである。

(ア) 受付窓口：〒860-0081 熊本県熊本市西区京町本丁2-7
九州森林管理局 計画保全部 保全課 専門官
電話：096-328-3546

(イ) 受付時間：9時00分～17時00分までとする。ただし、行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条に規定する行政機関の休日（以下「休日」という。）は除く。また、令和7年6月16日は9時00分～15時00分までとする。

イ 電子入札システムで利用できるICカードは、一般競争（指名競争）入札参加者申請により、申請を行い承認された競争参加有資格者名でICカードを取得し、林野庁電子入札システムに利用者登録を行ったICカードである。

4. 競争参加資格

(1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、第70条中、特別の理由がある場合に該当する。

(2) 九州森林管理局における測量・建設コンサルタント等業務に係る令和7・8年度一般競争（指名競争）入札参加資格の「測量」の認定を受けていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は「民事再生法」（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、九州森林管理局長が別に定める手続に基づく一般競争（指名競争）入札参加資格の再確認を受けていること。）。)

(3) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申し立てがなされている者（上記(2)の再確認を受けた者を除く。）でないこと。

(4) 上記4(2)の認定に係る資格確認通知書の業務区分「測量」の等級が「A」「B」「C」等級の認定を受けていること。

(5) 九州森林管理局管内に本店又は支店（営業所を含む）が所在すること。

(6) 測量法(昭和24年法律第188号)第55条に定める事業者としての登録を受けているものであり、森林(森林法(昭和26年法律第249号)第2条に規定する森林をいう)における公共測量の経験がある測量士を有すること。また、その登録を証明する書類を提出できる者であること。

(7) 平成22年4月1日から令和7年3月31日までの間に、次に示すいずれかの業務を元請けとして実施した実績があり、その実績を証明する書類(契約書、請書、注文書、完了通知書もしくはこれに代わる証明書)を提出できる者であること。

ア. 測量法第5条で規定する公共測量であって、イと同種の業務。

イ. 林野庁測定規程(平成24年1月6日付け23林国業第100号-1)に基づく境界測量又は境界検測
上記ア・イいずれかを証明する書類を提出すること。

(8) 次に掲げる技術者を当該業務に配置できる者であって、同種業務の証明ができること。

ア. 主任技術者

上記4(7)の業務の経験がある測量士で、かつ、表1に掲げる技術者のうち、「主任技師」に該当する者で測量技術上の管理を行うことができる者。

イ. 現場代理人

表1に掲げる技術者のうち、「助手」を除くいずれかに該当する者で、当該事業の現場に常駐し、監督職員等の指示に従い、事業現場の取り回し及び事業実施に関するその他一切の事項を処理できる者。

(9) 測量技術上の管理を行う主任技術者及び現場業務をつかさどる現場代理人とは、兼任することができる。主任技術者及び現場代理人として配置を予定する者については、次に掲げる書類を提出すること。

ア 測量士等の資格証明書

イ 表1の実務経験を証明するもの(次の①・②のいずれかを提出)

① 契約書、請書、発注者が発行した履行(完成)通知書等の写し

② 配置予定者が、上記①の事業に従事していたことが確認できるもの。

なお、②について証明する書類等の提出が困難な場合、所属する事業所等の代表者が証明する作業経歴書をそれに代えることができる。(任意様式、代表者印の押印があるもの。)

表1

技術者の名称	資格区分
主任技師	現在測量士で測量に関し測量士又は測量士補として14年以上の実務経験を有する者
技師	現在測量士で測量に関し測量士若しくは測量士補として9年以上の実務経験を有する者、又は測定業務において測量に関し15年以上の実務経験を有する者
技師補	現在測量士で測量に関し測量士若しくは測量士補として1年以上の実務経験を有する者、現在測量士補で測量に関し測量士補として3年以上の実務経験を有する者、又は測定業務において測量に関し8年以上の実務経験を有する者
助手	主任技師、技師、技師補以外の測量技術者

(10) 競争参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)及び競争参加資格確認資料(以下「資料」という。)の提出期限の日から開札の時までの期間に、九州森林管理局長から「工事請負契約指名停止等措置要領の制定について」(昭和59年6月11日付け59林野経第156号林野庁長官通知)に基づく指名停止を受けていないこと。

(11) 農林水産省発注工事等からの暴力団排除の推進について(平成19年12月7日付け19経第1314号大臣官房経理課長通知)に基づき、警察当局から、部局長に対し、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、農林水産省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

(12) 入札に参加しようとする者は、暴力団排除に関する誓約事項(別紙1)について入札前に確認しなければならず、入札書の提出をもってこれにどういしたものとする。

5. 競争参加資格の確認等

(1) 本競争の参加希望者は、上記4に掲げる競争参加資格を有することを証明するため、次に掲げるところに従い、申請書及び資料を提出し、支出負担行為担当官等から競争参加資格の有無について確認を受けなければならない。

上記4(2)の認定を受けていない者も次に従い申請書及び資料を提出することができる。この場合において、上記4(1)及び(3)から(7)までに掲げる事項を満たしているときは、開札の時に上記4(2)に掲げる事項を満たしていることを条件として競争参加資格があることを確認するものとする。また、当該確認を受けた者が競争に参加するためには、開札の時に上記4(2)に掲げる事項を満たしていなければならない。

なお、次に定める期限までに申請書及び資料を提出しない者又は競争参加資格がないと認められた者は、本競争に参加することができない。

申請書及び資料の提出は、以下により電子入札システムを用いて提出すること。

ただし、紙入札方式の場合は持参すること。

ア. 電子入札システムによる提出の場合

この申請の窓口及び受付時間は次のとおりである。

(ア) 提出期間：令和7年6月3日から令和7年6月16日の9時00分～17時00分までとする。ただし、行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条に規定する行政機関の休日（以下「休日」という。）は除く。また、令和7年6月16日は9時00分～15時00分までとする。

(イ) 提出方法

a. 電子入札システム「技術資料」画面の添付資料フィールドに「申請書」（別記様式1）、「資料」（表紙1及び別記様式2、3）をそれぞれ添付し提出すること。ただし、申請書及び資料の合計ファイル容量が3MBを超える場合には、郵送（書留郵便に限る。）、電送又は電子メール（電子メール送信容量は6MB以内とする。）とし、締切日時までに必着すること。郵送、電送又は電子メールで提出する場合には、必要書類の一式を郵送、電送又は電子メールにより送付することとし、電子入札システムによる送信との分割は認めない。

また、郵送、電送又は電子メールにより提出する場合は、下記の内容を記載した書面（様式自由）を電子入札システムより、申請書及び資料として送信すること。

- (a) 郵送、電送又は電子メールする旨の表示
- (b) 郵送、電送又は電子メールする書類の目録
- (c) 郵送、電送又は電子メールする書類のページ数
- (d) 発送年月日、会社名、担当者名及び電話番号
- (e) 郵送、電送又は電子メールの場合の送付先は以下とする。

〒860-0081 熊本県熊本市西区京町本丁2-7

九州森林管理局 計画保全部 保全課 専門官

電話：096-328-3546 メールアドレス：kazumasa_takaki020@maff.go.jp

(ウ) ファイル形式

電子入札システム又は電子メールによる提出資料のファイル形式については以下のいずれかの形式にて作成すること。

- a Microsoft Word
- b Microsoft Excel
- c その他のアプリケーションPDFファイルAdobe Acrobat Document
- d 画像ファイルJPEG形式又はGIF形式
- e 圧縮ファイルLZH形式

イ. 紙入札方式による提出の場合

(ア) 受付期間：令和7年6月3日から令和7年6月16日の9時00分～17時00分までとする。

ただし、休日は除く。また、令和7年6月16日は9時00分～15時00分までとする。

(イ) 受付場所：〒860-0081 熊本県熊本市西区京町本丁2-7

九州森林管理局 計画保全部 保全課 専門官

電話：096-328-3546

(2) 申請書は、別記様式1により物件毎に作成すること。

(3) 資料は、次に従い作成すること。

ア. 配置予定の技術者

上記4(6)に掲げる資格があることが判断できる配置予定の技術者の資格、主な同種業務の経験概要を別記様式3に記載すること。また資格証明書等の写しを提出すること。

イ. 同種業務の実績

主な業務経験の概要を記載した同種業務の実績を別記様式2に記載すること。

ウ. アの配置予定技術者及びイのイの同種業務実績の経験においては、業務実績として記載した業務に係る契約書の写しを提出すること。

エ. 資格確認通知書の写し

競争参加資格及び格付等級の確認のため、「資格確認通知書」(令和7・8年度登録 令和7年4月1日から令和9年3月31日まで有効)の写しを提出すること。

オ. ア～エの必要書類の添付がないものについては、入札に参加できないので注意すること。

(4) 資料作成説明会

資料作成説明会については、原則として実施しない。

(5) 資料の提出がない場合(必要書類の提出不足等も含む)又は資料の記載内容が適正と認められない場合は入札に参加できない。なお、提出内容は、具体的な根拠を伴い、担保・確認ができるものとし、抽象的内容(丁寧に施工する等)の提案は認めない。

(6) 競争参加資格の確認は、申請書及び資料の提出期限の日をもって行うものとし、参加資格の有無については令和7年6月18日までに通知する。通知において、参加資格「無」とした者に対しては、その理由を付して通知する。

(7) 競争参加資格確認資料のヒアリング

競争参加資格確認資料のヒアリングについては、原則として実施しない。

(8) その他

ア. 申請書及び資料の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。

イ. 支出負担行為担当官等は、提出された申請書及び資料を、競争参加資格の確認以外に提出者に無断で使用しない。

ウ. 提出された申請書及び資料は、返却しない。

エ. 提出期限以降における申請書及び資料の差し替え及び再提出は認めない。ただし、配置予定の技術者に関し、種々の状況からやむを得ないものとして支出負担行為担当官等が承認した場合においてはこの限りではない。

6. 競争参加資格がないと認めた者等に対する理由の説明

(1) 競争参加資格がないと認められた者は、支出負担行為担当官等に対して競争参加資格がないと認めた理由について、次に従い、書面(様式は自由とする)により説明を求めることができる。

ア. 提出期限：令和7年6月27日 15時00分まで

イ. 提出場所：上記3(6)のア(ア)に同じ。

ウ. 提出方法：電子メール又は書面の持参による。電子メールによる場合は、送信後、上記3

(6)のア(ア)に提出した旨を電話で通知すること。紙入札方式の場合は持参による提出は認めるが、郵送又は電送等によるものは受け付けない。

(2) 支出負担行為担当官等は、説明を求められたときは、令和7年7月1日までに説明を求めた者に対し、電子メール又は書面により回答するので確認すること。

7. 入札説明書に対する質問

(1) この入札説明書に対する質問がある場合においては、次に従い、書面（様式は自由とする）により提出すること。

ア. 受領期間：令和7年6月3日9時から令和7年6月25日 15時まで。

持参する場合は、上記期間の休日を除く毎日、9時00分～17時00分（12時00分～13時00分までを除く。）但し、令和7年6月25日は9時から15時までとする。

イ. 提出場所：上記3（6）のア（ア）に同じ。

ウ. 提出方法：電子メール、書面の持参又は郵送による。電子メールによる場合は、送信後、上記3（6）のア（ア）に提出した旨を電話で通知すること。

(2) 上記（1）の質問に対する回答書は、電子メールにより質問した者については、電子メールにより回答するので確認すること、また次のとおり閲覧にも供する。

ア. 期間：令和7年6月30日から令和7年7月1日までの休日を除く毎日、9時から17時まで（12時00分～13時00分までを除く）とする。

イ. 場所：上記3（6）のア（ア）に同じ。

8. 入札及び開札の日時及び場所等

(1) 入札及び開札の日時、場所及び提出方法

入札書は、電子入札システムにより提出すること。ただし、やむを得ない事情により発注者の承諾を得た場合は、紙入札による入札書を持参すること。郵送等による提出は認めない。

ア. 電子入札システムによる入札の締め切りは、表2のとおり。

イ. 紙入札方式により持参する場合の締め切りは、表2のとおり。

ウ. 開札は、九州森林管理局 4階 第一会議室にて表2により行う。

エ. 紙入札方式による競争入札の執行に当たっては、支出負担行為担当官により競争参加資格があると確認された旨の通知書の写し及び委任状がある場合は委任状を持参すること。

表2

物件番号	電子入札	紙入札	開札
1号物件	令和7年6月26日 9時00分 ～ 令和7年7月2日 9時25分	令和7年7月2日 9時25分	令和7年7月2日 9時30分
2号物件	令和7年6月26日 9時00分 ～ 令和7年7月2日 9時55分	令和7年7月2日 9時55分	令和7年7月2日 10時00分
3号物件	令和7年6月26日 9時00分 ～ 令和7年7月2日 10時25分	令和7年7月2日 10時25分	令和7年7月2日 10時30分

9. 入札方法等

(1) 入札書は電子入札システムを用いて提出すること。ただし、発注者の承諾を得た場合は、入札書は紙により封緘の上、商号又は名称並びに住所、あて名及び業務名を記載し持参すること。なお、郵送等による提出は認めない。

(2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(3) 入札執行回数は、原則として2回を限度とする。

10. 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金：免除する

(2) 契約保証金：契約金額が150万円を超える場合は10/100以上の契約保証金を徴する。契約保証金の納付(保管金の取扱店は日本銀行熊本支店(代理店))。ただし、以下の条件を満たすことにより契約保証金の納付に代えることができる。

ア. 利付き国債の提供(保管有価証券の取扱店は日本銀行熊本支店(代理店))

イ. 金融機関又は保証事業会社(「公共工事の前払金保証事業に関する法律」(昭和27年法律第184号)第2条第4項に規定する保証会社をいう。)の保証(取扱官庁九州森林管理局)また、公共工事履行保証証券による保証を付した場合又は履行保証保険契約の締結を行った場合には、契約保証金の納付を免除する。

11. 業務費内訳書の提出

(1) 第1回の入札に際し、第1回の入札書に記載される入札金額に対応した業務費内訳書を電子入札システムにより提出すること。なお、業務費内訳書の別記様式4により、数量、単価、金額等を明らかにすること。

ア. 電子入札方式の場合

(ア) 提出方法：業務費内訳書を下記(ウ)に示すファイル形式にて作成し、業務費内訳書添付フィールドに業務費内訳書を添付し、入札書とともに送信すること。

(イ) 郵送について：業務費内訳書が3MBを超える場合には、業務費内訳書についてのみ郵送により入札締切日時までに必着すること。この場合は、業務費内訳書の一式を郵送で送付するものとし、電子入札システムとの分割は認めない。

また、郵送にあたっては、書留郵便を利用し、二重封筒とし、表封筒に「業務費内訳書在中」とし、朱書の上、中封筒に業務費内訳書を入れ、その表に「入札件名」を表示すること。郵送により提出する場合には、入札書の添付書類として、下記の内容を記載した書面(様式は自由とする)を作成の上、内訳書フィールドに添付し電子入札システムにより送信すること。

- a 郵送等する旨の表示
- b 郵送等する書類の目録
- c 郵送等する書類のページ数
- d 発送年月日、会社名、担当者名及び電話番号
- e 郵送の場合の提出先は上記3(6)のア(ア)に同じ。

(ウ) ファイル形式：電子入札システムにより業務費内訳書を提出する場合のファイル形式については、5アの(ウ)と同じ形式で作成し、入札書添付欄に添付すること。

イ. 紙入札方式での場合

入札書とともに業務費内訳書を提出すること。

(2) 提出された業務費内訳書は返却しない。

(3) 入札参加者は、商号又は名称並びに住所、あて名及び業務名を記載し、記名及び押印(電子入札システムにより業務費内訳書を提出する場合には押印は不要とする。)を行った業務費内訳書を提出しなければならない。

また、提出された業務費内訳書について、支出負担行為担当官等から説明を求められることがある。
なお、当該業務費内訳書の提出のない者がした入札は無効とする。

12. 開札

開札は、電子入札システムにより行うこととし、「林野庁電子入札システム運用基準(建設工事及び測量・建設コンサルタント等業務)」(平成16年7月)に定める立会官を立ち合わせて行う。紙入札方式による場合にあつては、競争参加者又はその代理人が立ち会い、開札を行うものとする。

なお、競争参加者又はその代理人が立ち会わないときは、入札執行事務に関係のない職員を立ち合わせ開札を行う。

1 3. 入札の無効

入札公告に示した競争参加資格のない者が行った入札、申請書及び資料に虚偽の記載をした者が行った入札並びに 別冊現場説明書及び別冊入札説明書・入札者注意書において示した条件等入札に関する条件に違反した入札並びに暴力団排除に関する誓約事項（別紙1）について、虚偽又はそれに反する行為が認められた入札は無効とし、無効な入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消す。

なお、支出負担行為担当官等により競争参加資格のある旨確認された者であっても、開札の時ににおいて上記4に掲げる資格のない者は、競争参加資格のない者に該当する。

1 4. 落札者の決定方法

落札者の決定は、競争参加資格の確認がなされた者の中から予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。ただし、予定価格が1千万円を超える工事について、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とすることがある。

1 5. 製造その他請負契約における低入札価格調査制度及び調査基準価格

（1）製造その他の請負契約のうち、測量業務（建設工事等契約事務取扱要領標準例（平成12年11月15日付け12経第1772号大臣官房経理課長通知）別表1の2測量・建設コンサルタント契約の業種の区分（以下業種区分という。）1に掲げる業種）の請負契約（予定価格が1千万円を超えるものに限る。）については、その者の申込みに係る価格が、契約ごとに10分の6から10分の8.2の範囲内で契約担当官等の定める割合を予定価格に乗じて得た額（以下、「調査基準価格」という。）に満たない場合とする。

（2）製造その他の請負契約のうち、土地家屋調査業務、建設コンサルタント業務、建築士事務所業務、計算証明業務及び保証コンサルタント業務（業種区分2から5及び7に掲げる業種）並びにその他の業務（業種区分8に掲げる業種）のうち、不動産鑑定業務及び司法書士業務の請負契約（予定価格が1千万円を超えるものに限る。）については、その者の申込みに係る価格が、契約ごとに10分の6から10分の8の範囲内で契約担当官等の定める割合を予定価格に乗じて得た額（以下、「調査基準価格」という。）に満たない場合とする。

（3）製造その他の請負契約のうち、地質調査業務（業種区分6に掲げる業種）の請負契約（予定価格が1千万円を超えるものに限る。）については、予決令第85条（同令第98条において準用する場合を含む。）に規定する相手方となるべき者の申込みに係る価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められる基準は、その申し込みに係る価格が、契約ごとに3分の2から10分の8.5の範囲内で契約担当官等の定める割合を予定価格に乗じて得た額（以下、「調査基準価格」という。）に満たない場合とする。

（4）製造その他の請負契約（上記（1）（2）及び（3）に掲げる業種に係る契約を除く。）の請負契約（予定価格が1千万円を超えるものに限る。）について、予決令第85条（同令第98条において準用する場合を含む。）に規定する相手方となるべき者の申し込みに係る価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められる基準は、その申し込みに係る価格が、契約ごと予定価格に10分の6を乗じて得た額（以下、「調査基準価格」という。）に満たない場合とする。

（5）調査基準価格に満たない価格をもって入札した者は、発注機関の調査（事情聴取）に協力すべきものとする。

16. 契約書作成の可否等

別冊契約書案により、契約書を作成するものとする。また、落札者が決定したときは、遅滞なく契約担当官等が定める期日(7日を目安として定める。)までに契約を締結するものとする。なお、契約の相手方が遠隔地にある等特別の事情があるときは、その事情に応じて期間を考慮するものとする。

17. 関連情報を入手するための照会窓口

上記3(6)のア(ア)に同じ。

18. その他

(1) 契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 申請書及び資料に虚偽の記載をした場合においては、指名停止措置要領に基づく指名停止を行うことがある。

(3) 落札者は、上記5(1)の資料に記載した配置予定の技術者を当該業務の現場に配置すること。

(4) 電子入札システムは土曜日、日曜日、祝日除く、9時から17時まで稼働している。

(5) システム操作上の手引き書としては、林野庁発行の「電子入札の手引き」(平成17年2月)を参考とすること。

(6) 障害発生時及び電子入札システム操作等の問い合わせ先は下記のとおりとする。

ア システム操作・接続確認等の問い合わせ先

イ 農林水産省電子入札ヘルプデスク

ウ 受付時間：9時から16時

エ 電話：048-254-6031

オ FAX：048-254-6041

カ e-mail：help@maff-ebic.go.jp

(7) 入札参加希望者が電子入札システムで書類を送信した場合には、通知、通知書及び受付票を送信者に発行するので、必ず確認を行うこと。

(8) 第1回目の入札において落札者が決定しなかった場合には、再度入札に移行する。再度入札の日時等については、発注者から指示する。この場合、発注者から再入札通知書を送信するので、電子入札システム機器(パソコン)の前で待機すること。なお、開札処理に時間を要する場合は、発注者から開札状況を電話等により連絡する。